

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 28 日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省医政局医療経営改革課

令和 8 年熊本地震による災害により被害を受けた医療関係施設等に対する
災害復旧に係る融資について

独立行政法人福祉医療機構では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定で融資しておりますが、災害救助法が適用された地域に所在する医療関係施設等が被害を受けた場合には、当該医療関係施設等の復旧を支援するため、通常の融資条件から融資額の引き上げ等の優遇措置を講じた融資（以下「災害復旧資金」という。）を行っております。

医療関係施設等は、地域医療を守る観点から欠くことのできないものであり、令和 8 年熊本地震による災害により被害を受けた医療関係施設等の早期復旧は重要な課題であること等を踏まえ、別紙のとおり、現行の災害復旧資金から融資率を引き上げる等の更なる特例措置を講じることとしました。

つきましては、被害を受けた医療関係施設等が必要に応じて本特例措置を活用できるよう、管内の関係機関、医療関係施設等に対して周知いただくとともに、災害復旧補助金の内示の際には再度本制度の周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省医政局医療経営改革課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線 2671）

直通電話：03-3595-2274

(別紙)

令和8年熊本地震による災害に関する特例措置の概要

(独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

1. 建築資金

	90%		100%	
			7.2 億円まで無利子	
	基準利率▲0.5%		《当初3年間》 7.2 億円超の部分は 基準利率▲1.4% 《4年目以降》 7.2 億円超の部分は 基準利率▲0.5%	
	最長 39 年 (※1) (最長 3 年)		最長 39 年 (※2) (最長 3 年)	
	500 万円まで		3,000 万円まで	
	最大 14.4 億円		担保評価額を上限	

(※1) 耐火構造の特定の病院に限る。

(※2) ※1に該当する場合、または被災以前から医療関係施設等を経営するための債務(民間金融機関からの借入金を含む)を有し、医療関係施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構から融資を希望している場合(二重債務)に限る。

2. 機械購入資金

90%			100%	
基準利率同率			7.2 億円まで無利子	
			《当初 3 年間》 7.2 億円超の部分は 基準利率▲0.9%	
			《 4 年目以降》 7.2 億円超の部分は 基準利率▲0.8%	
最長 5 年 6 か月 【先進医療機器】 最長 10 年 6 か月 (最長 1 年)			最長 15 年 (※) (最長 3 年) (※)	
500 万円まで			3,000 万円まで	
最大 14.4 億円		担保評価額を上限		

(※) 被災以前から医療関係施設等を経営するための債務(民間金融機関からの借入金を

含む)を有し、医療関係施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構から融資を希望している場合(二重債務)に限る。

3. 長期運転資金

	90%		100%
	基準利率同率		《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は 基準利率▲0.9% 《4年目以降》 基準利率▲0.8%
	最長3年6か月 (最長1年)		最長15年 (最長3年)
	500万円まで		2,000万円まで
	最大3,000万円		「診療報酬及び介護報酬」の 3か月分 又は担保評価額のいずれか低い方を上限

4. その他

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業を既にご利用している場合には、元金金の返済猶予についても柔軟に対応。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談] 福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 (電話番号 03-3438-9937)

大阪支店 医療審査課 融資相談係 (電話番号 06-6252-0219)

[返済相談] 顧客業務部 顧客業務課 (電話番号 03-3438-9939)

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 28 日

各 都道府県 民生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和 8 年熊本地震による災害により被害を受けた社会福祉事業施設等に対する
災害復旧に係る融資について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉事業施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定で融資しておりますが、災害救助法が適用された地域に所在する社会福祉事業施設等が被害を受けた場合には、当該社会福祉事業施設等の復旧を支援するため、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「災害復旧資金」という。）を行っております。

社会福祉事業施設等は、地域において支援を必要としている高齢者や障害のある方等にとって欠くことのできないものであり、令和 8 年熊本地震による災害により被害を受けた社会福祉事業施設等の早期復旧は重要な課題であること等を踏まえ、別紙のとおり、現行の災害復旧資金から融資率を引き上げる等の更なる特例措置を講じることとしました。

つきましては、被害を受けた社会福祉事業施設等が必要に応じて本特例措置を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉事業施設等に対して周知いただくとともに、災害復旧補助金の内示の際には再度本制度の周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

(別紙)

令和8年熊本地震による災害に関する特例措置の概要

(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

1. 設置・整備資金

従来		➡	令和8年熊本地震による災害に関する特例措置	
	90%			100%
	無利子			無利子
	最長 39 年(※1) (最長 3 年)			最長 39 年(※2) (最長 3 年)
	500 万円まで			3,000 万円まで
	担保評価額の 80%			担保評価額を上限

(※1) 耐火構造の広域型特別養護老人ホーム(定員 30 名以上であるもの)に限る。

(※2) ※1 に該当する場合、または被災以前から社会福祉事業施設等を経営するための債務(民間金融機関からの借入金を含む)を有し、社会福祉事業施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構から融資を希望している場合(二重債務)に限る。

2. 経営資金

従来		➡	令和8年熊本地震による災害に関する特例措置	
	90%			100%
	基準利率▲0.8%			【当初3年間】無利子 【4年目以降】基準利率▲ 0.8%
	最長 10 年 (最長 1 年)			最長 15 年 (最長 3 年)
	500 万円まで			2,000 万円まで
	担保評価額の 80%			担保評価額を上限

3. その他

(独)福祉医療機構の福祉貸付事業を既に利用している場合には、元利金の返済猶予についても柔軟に対応。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談] 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 (TEL:03-3438-9298)

NPOリソースセンターNPO支援課 (TEL:03-3438-4756)

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 (TEL:06-6252-0216)

[返済相談] 顧客業務部 顧客業務課 (TEL:03-3438-9939)